

## 釧路市住民監査請求取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求（以下「請求」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(請求の方法)

第2条 請求は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第13条に規定する様式により調製した請求書（以下「請求書」という。）を釧路市監査委員（以下「監査委員」という。）に提出して行わなければならない。

2 請求書の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。

3 請求を行うもの（以下「請求人」という。）は、前項に規定する請求書の持参を第三者に委任するときは、委任状（様式第1号）を請求書に添えて提出しなければならない。

(請求の受付)

第3条 請求人から請求書が提出されたときは、釧路市監査事務局（以下「事務局」という。）において、当該請求書の記載事項及び添付書類に形式的な不備がないかどうかを確認するものとする。

2 前項の規定による確認をした結果、形式的な不備があるときは、その場で補正を求めるものとし、その場での補正が困難なものについては、請求書の再提出を求めるものとする。

3 事務局は、請求を受け付けたときは、請求書に受付印を押印する。この場合における受付日は、請求書を事務局が受け付けた日とする。

4 第2項の再提出が行われたときの受付日は、再提出された請求書を事務局が受け付けた日とする。

5 事務局は、受付印を押印した請求書の写し（添付資料を除く。）1部を請求人に交付するものとする。

6 事務局は、複数の請求人から同一内容の請求（以下「共同請求」という。）を受け付けた場合において、代表者が選任されていないときは、当該共同請求に係る請求人に対し、代表者選任届（様式第2号）により、代表者を届け出るよう求めることができるものとする。

7 共同請求においては、請求人に対する通知等は、代表者に対して行うものとする。

(陳述等に関する意向の確認)

第4条 事務局は、請求を受け付けたときは、請求人に対し、次の事項に係る意向について意向確認書（様式第3号）により確認するものとする。

(1) 法第242条第7項に規定する証拠の提出（以下「請求人の証拠提出」という。）及び陳述（以下「請求人の陳述」という。）の機会に関すること。

(2) 法第242条第8項に規定する関係のある市長その他の執行機関又は職員の陳述（以下「関係職員等の陳述」という。）の聴取を行う場合における立会いに関すること。（請求の取下げ）

第5条 請求人は、請求の全部又は一部を取り下げるときは、取下書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 取り下げた請求の全部又は一部については、初めから請求がなかったものとみなす。（議会及び市長並びに関係職員等への通知）

第6条 監査委員は、請求を受け付けたときは、請求書の写しを添付して、議会及び市長並びに当該請求に係る市長以外の執行機関又は職員（以下この条において「関係職員等」という。）に請求書が提出された旨を通知するものとする。

2 監査委員は、請求が取り下げられたときは、その旨を議会及び市長並びに関係職員等に通知するものとする。

3 監査委員は、第8条第1項又は第2項の規定による受理の決定又は却下の決定をしたときは、その旨を議会及び市長並びに関係職員等に通知するものとする。

4 監査委員は、法第242条第5項の規定による監査及び勧告の決定をしたときは、その旨並びに当該決定をした監査の結果及び勧告の内容（以下「監査結果」という。）を議会及び市長並びに関係職員等に通知するものとする。

5 第13条第2項の規定は、前各項の規定による通知に係る事項について準用する。（住民であることの確認）

第7条 事務局は、請求を受け付けたときは、請求人が法第242条第1項に規定する住民であることを住民票、登記事項証明書等により確認するものとする。

2 事務局は、前項に規定する方法によっては請求人が住民であることを確認できないときは、請求人に対し、住民であることを証する書類の提出を求めるものとする。（要件審査等）

第8条 監査委員は、請求が必要な要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていると認められるときは適法な請求として受理の決定をし、要件を満たしていると認められないときは不適法な請求として却下の決定をするものとする。ただし、要件を満たしていると認められない場合で、請求の要件の不備を補正すれば受理が可能と認められるときは、期間を定めて請求人に対し補正を命令するものとする。

2 監査委員は、請求人が前項ただし書の規定により補正を行い、請求が要件を満たしたと認められるときは適法な請求として受理の決定をし、同項ただし書の規定により定めた期間内に請求人が補正を行わず、又は補正を行ったが要件を満たしていると認められないときは、不適法な請求として却下の決定をするものとする。

3 監査委員は、請求の受理の決定をしたときは、その旨を請求人に通知するとともに、当該請求に係る市長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）に対し監査の実施を通知するものとする。

- 4 監査委員は、第1項又は第2項の規定により不適法な請求として却下の決定をしたときは、請求人に理由を付して通知するものとする。
- 5 監査委員は、受理の決定をした請求について、必要に応じ、法第242条第4項に規定する停止（以下「暫定的停止」という。）の適否を審査し、暫定的停止を行うことが適当と認めるときは、関係職員等に対し、暫定的停止の勧告を行うものとする。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を請求人に通知するとともに、これを公表する。
- 6 第13条第2項の規定は、第3項の規定による関係職員等に対する通知に係る事項について準用する。
- 7 第13条各項の規定は、第5項の規定による公表に係る事項について準用する。  
（請求人の証拠提出及び請求人の陳述）

第9条 監査委員は、請求人の証拠提出及び請求人の陳述の機会の付与については、第4条の規定による請求人の意向の確認において請求人が機会の付与を希望するときに行うものとする。

- 2 請求人の証拠提出は、請求人の陳述の日の前日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると監査委員が認めるときは、この限りでない。
- 3 請求人の陳述が行われない場合の請求人の証拠提出の期限は、監査委員がその都度定める。
- 4 請求人は、請求人の陳述を第三者に委任するときは、委任状（様式第1号）を監査委員に提出しなければならない。
- 5 請求人の陳述に要する時間は、おおむね30分以内とする。  
（関係職員等の陳述）

第10条 監査委員は、関係職員等の陳述を聴取するときは、併せて陳述の内容を当該関係職員等から書面で徴するものとする。

- 2 請求人は、関係職員等の陳述の聴取への立会いについて第三者に委任するときは、委任状（様式第1号）を監査委員に提出しなければならない。
- 3 関係職員等の陳述に要する時間は、おおむね30分以内とする。  
（監査結果の決定通知等）

第11条 監査委員は、監査結果の決定に従い、次のとおり処理するものとする。

- (1) 請求に理由があると認めるときは、議会又は関係職員等に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表する。
- (2) 請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表する。
- (3) 請求に基づく監査を実施した結果、不適法な請求として却下の決定をしたときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表する。

2 監査委員は、請求に基づく監査を実施した場合において必要があると認めるときは、合議により当該監査結果に意見を付すことができるものとする。

(措置結果に係る通知等)

第12条 監査委員は、前条第1項第1号の規定による勧告を受けた議会又は関係職員等から法第242条第9項に規定する必要な措置を講じた旨の通知があったときは、請求人に当該通知に係る事項（以下「措置結果」という。）を通知するとともに、これを公表する。

(監査結果等の公表)

第13条 監査結果及び措置結果の公表は、釧路市条例等の公布等に関する条例（平成17年釧路市条例第3号）の例によるものとし、併せて釧路市ホームページへの掲載により行うものとする。

2 前項の公表に当たっては、請求人の住所及び氏名を非公表とする。

(合議不調の取扱い)

第14条 監査委員は、法第242条第11項の規定による合議により監査結果を決定することができないときは、その旨を請求人並びに議会及び市長並びに当該請求に係る市長以外の執行機関又は職員に通知するとともに、これらを公表するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による通知に係る事項について準用する。

3 前条各項の規定は、第1項の規定による公表に係る事項について準用する。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月24日から施行する。

# 釧路市職員措置請求書

釧路市長（〇〇委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

## 1 請求の要旨

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 2 請求人

住所 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

年 月 日

釧路市監査委員あて

備考 請求人の氏名は自署（視覚障がい者の方が、公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

# 釧路市職員措置請求書

釧路市長（〇〇委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

## 1 請求の要旨

\_\_\_\_\_  
（１）だれが、いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか

\_\_\_\_\_  
（２）その行為が、違法または不当である理由

\_\_\_\_\_  
（３）その結果、釧路市にどのような損害が生じているのか

\_\_\_\_\_  
（４）どのような措置を求めるのか

\_\_\_\_\_  
（５）その行為から１年経過後に請求する場合は、その正当な理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

## 2 請求人

住所 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

年 月 日

釧路市監査委員あて

備考 請求人の氏名は自署（視覚障がい者の方が、公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

## 委任状

年 月 日付の釧路市職員措置請求書について、以下の事項を下記の者に委任します。

---

---

---

---

---

記載例・請求書の提出について

- ・地方自治法第242条第7項の規定による、陳述に関する一切の権限について
- ・地方自治法第242条第8項の規定による、関係職員等の陳述を実施する際の立会いに関する一切の権限について

記

受任者住所 \_\_\_\_\_

受任者氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日

釧路市監査委員あて

請求人(委任者)住所 \_\_\_\_\_

請求人(委任者)氏名 (自署) \_\_\_\_\_

様式第2号（第3条関係）

## 代 表 者 選 任 届

次の者を代表者として選任しましたので、 年 月 日付の釧路市職員措置  
請求書に係る通知等は次の代表者を通じて行ってください。

代表者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日

釧路市監査委員あて

請求人 住所 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_

（以下、同様に請求人全員を記入追加してください。）

住所 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_



## 陳述等に関する意向確認書

- (1) 地方自治法第242条第7項の規定により、「監査委員は、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。」とされていますが、  
年 月  
日付で請求した住民監査請求について、

○証拠の提出の機会の付与を

ア 希望します。      イ 希望しません。

○陳述の機会の付与を

ア 希望します。      イ 希望しません。

- (2) 地方自治法第242条第8項の規定により、「監査委員は、関係職員等の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、請求人を立ち合わせることができる。」とされていますが、

○関係職員等の陳述の聴取を行う場合における請求人の立会いを

ア 希望します。      イ 希望しません。

年 月 日

釧路市監査委員あて

請求人又は受任者住所 \_\_\_\_\_

請求人又は受任者氏名（自署） \_\_\_\_\_

住民監査請求の取下書

年 月 日付の釧路市職員措置請求書について、

- 請求の全部を取り下げます。
- 請求の一部を下記内容のとおり取り下げます。

記

---

---

---

年 月 日

釧路市監査委員あて

請求人住所 \_\_\_\_\_

請求人氏名（自署） \_\_\_\_\_